

第23回 マイノリティ・セミナー

Center for Minority Studies, Kansai University

デクソンヌ法制定の政治的背景 ーフランス社会党SF10の動向をめぐってー

日時

2012年12月18日(火)
14:40~16:30

報告者

福留 邦浩
(立命館大学・非常勤講師)

会場

関西大学児島惟謙館1階 第1会議室

司会

西 平等
(関西大学法学部・准教授)

今日のフランスにおける地域言語行政の法的な根拠となる法律が1951年に成立した通称「デクソンヌ法」である。この法律名は、法案を議会に提出した社会党代議士モーリス・デクソンヌの名前に由来している。地域言語問題を論ずる際、この法律に触れない議論はまずない。しかし、その評価は低く、1980年のミッテラン政権下での地域言語行政の進展(文相サヴァリの通達)の露払いとしての評価でしかない。

だが、地域言語の公的使用の拡大につながるこの法案は、フランスの国制の根本にかかわる問題である。そのことは1992年の欧州地域少数言語憲章批准問題や2008年の憲法改正問題での議論を見ても明らかであろう。フランス憲法第2条には、「共和国の言語はフランス語である」という規定があり、マイノリティ言語を公的生活で使用する権利を認めることは「一にして不可分の共和国」の統一を損なうという憲法院の判断により、今日でも憲章批准は行われていないし、憲法第2条はそのまま第75条に地域言語は「フランスの文化遺産の一部」として規定されているのが現状である。

地域言語の公的議論の根拠として重要な意味を持つ法律が、なぜ1951年という時期に議論され、可決成立したのか、という疑問については、ほとんど考察されていない。この疑問について、当時の政治状況から考察してみたい。

※報告言語：日本語 ※聴講無料



児島惟謙館

関西大学マイノリティ研究センター

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35

関西大学総合研究棟2階

TEL:06-6368-1111(内線:3913)

FAX:06-6368-1463 E-mail:cms@ml.kandai.jp

URL:<http://www.kansai-u.ac.jp/minority/index.html>